

四街道市印鑑条例の一部を改正する条例

四街道市印鑑条例（昭和５６年条例第５号）の一部を次のように改正する。

第１８条第２項中「印鑑登録者は、」の次に「個人番号カード（」を加え、「個人番号カード（」を「個人番号カードをいう。）、特定在留カード（出入国管理及び難民認定法（昭和２６年政令第３１９号）第１９条の１５の２第１項に規定する特定在留カードをいう。）若しくは特定特別永住者証明書（日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成３年法律第７１号）第１６条の２第１項に規定する特定特別永住者証明書をいう。）（これらのうち」に、「第１２条の２第４項第２号ロ」を「第１２条の２第４項第３号ロ」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。